山形県国民保護計画新旧対照表

修正箇所		新		旧
第1編第2章 1 (7)	の的確な実施 県は、国民保護	後等への配慮及び国際人道法 群置の実施に当たっては、 後その他特に配慮を要する者 発言する。	的確な実施 県は、国民保護	等への配慮及び国際人道法の 養措置の実施に当たっては、 その他特に配慮を要する者の 質する。
第1編第3章 2 (3)	機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
	東北防衛局	(略)	<u>仙台防衛施設</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	(略)
	東北地方環境	1 有害物質等の発生等 による汚染状況の情報 収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の 被害状況、がれき等の 廃棄物の発生量の情報 収集		
第1編第3章				
2 (5)	機関の名称 郵便事業株式 会社	事務又は業務の大綱 (略)	機関の名称 日本郵政公社	事務又は業務の大綱 (略)
第1編第4章	し、西北部が日z 97km、南北約164 長い。総面積は <u>9</u> 北は、(中略) している(図1-	日本海へ注いでいる <u>(資料:</u>	し、西北部が日2 97km、南北約164 長い。総面積は(<u>勢要覧による)</u> 北は、(中略) している(図1-	日本海へ注いでいる。
第1編第4章	本県の気候特性 る沿岸平野部に大 地域に分けられる な条件等から気温 内陸部は一般的	は、内陸部と日本海に面す た別され、内陸部はさらに3 。それぞれの地域の地形的 はや降水量に差異がみられ、 こ気候が温暖で気温較差が 部は海洋性気候の特徴を持	本県は一年を通 陸部と沿岸平野 が生じている。と 水量には差が生し 域では豪雪に見舞 降水量は多く、E	通じて寒暖の差が激しく、内部に比較的明瞭な気候の差にりわけ、冬季の雪による降いており、最上地域や置賜地野われる。また、庄内地域も日本海側の典型的な気候を示し、2、また、地形的な条件

修正箇所

IΗ

降水量(年間)は、(中略)新庄や酒田で は冬季の値が夏季のそれを上回る。

気温は、夏季には、盆地で山岳を越えて吹 き下ろすフェーン現象が発生する場合があ り、昭和8年には山形市で40.8度を観測し ている。冬季には、内陸で平均気温が氷点下 を下回る。

四季別の天候の変化を見ると、(中略)8 月末頃には相当気温は下がる。その頃から台 風のシーズンとなり、台風が、進路を日本海 側に取った場合は特に強風に、太平洋側にと <u>った場合は特に大雨に見舞われる。</u>そして (中略)11月上旬から中旬にかけて初雪を迎 える。

冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の 気候特性が(中略)平均気温は0 以上と高 い(資料:山形県勢要覧)

このように本県の気候は、(略)

図1-2 (図略)

出典: 気象庁 web サイト 統計データベース

降水量(年間)は、(中略)新庄や酒田で は冬季の値が夏季のそれを上回る。

気温は、内陸と沿岸では冬季に異なった傾 向を見せており、内陸では平均気温が氷点下 を下回る。夏季は、盆地では山岳を越えて吹 <u>き下ろすフェーン現象が発生する場合があ</u> り、昭和8年には山形市で 40.8 度を観測し ている。

四季別の天候の変化を見ると、(中略)8 月末頃には相当気温は下がる。その頃から台 風に見舞われる場合があり、進路を日本海側 に取った場合、本県は強風と大雨に見舞われ る。そして(中略)11月上旬から中旬にかけ て初雪を迎える。

冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の 気候特性が(中略)平均気温は0 以上と高 ll.

このように本県の気候は、(略)

図1-2 (図略)

(資料: 気象庁 web サイト 統計データベー ス)

第1編第4章

本県の人口は、平成19年10月1日現在、 1,198,710人(男575,542人、女623,168人) 1,215,924人(男585,160人、女630,764人) である。最も人口が多い都市は山形市 (255,320人)であり、ついで鶴岡市(140,244 人 》 酒田市 (115,138 人 》 米沢市 (91,922 人) 天童市(63,615人)の順となっている。 上位五市合計で県全体の約 55%を占め、(中 略) 庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において 15 歳未 満が総人口に占める割合は 13.3%、15~65 歳の人口は60.2%、65歳以上の人口は26.4% となっている。65歳以上の全国平均は21.5% であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢 化率を示している (資料:山形の人口と世帯 数)。

平成7年と平成17年の国勢調査結果を基 に増加率を算出すると、すべての市町村で65 歳以上の人口の増加が認められる(図1-3)。すなわち、(中略)より一層の高齢者、 障がい者等への配慮が必要となる。

このことから、(略)

本県の人口は、平成17年11月1日現在、 である。県内で最も人口が多い都市は山形市 (255,561人)であり、ついで鶴岡市(142,801 人) 酒田市 (117,895 人) 米沢市 (92,954 人) 天童市(63,626人)の順となっている。 上位五市合計で県全体の約 55%を占め、(中 略) 庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において 15 歳未 満が総人口に占める割合は 13.9%、15~65 歳の人口は61.1%、65歳以上の人口は25.0% となっている。65歳以上の全国平均は19.5% (平成 16 年)であり、本県は全国平均を大 きく上回る高齢化率を示している。

平成7年国勢調査結果と平成16年推計人 口を基に増加率を算出すると、すべての市町 村で65歳以上の人口の増加が認められる(図 1 - 3)。すなわち、(中略)より一層の高齢 者、障害者等への配慮が必要となる。

このことから、(略)

新	IΒ
	₹300,000
10	250,000 200,000 150,000 100,0
(資料:平成7年、平成17年国勢調査結果	(実数は H16 年推計人口、増減率は H7-H16
(人口は平成 17年))	<u>の変化</u>)
表1- <u>1</u>	表1 - <u>4</u>
地域区分 夜間人口 昼間流入人口 昼間流出人口 差引純流入 昼間人口 総数 1,215,596 173,470 174,327 -857 1,214,739 村山地域 576,784 96,658 95,701 957 577,741 最上地域 90,729 12,337 13,958 -1,621 89,108 置賜地域 238,728 31,956 32,670 -714 238,014 庄内地域 309,355 32,519 31,998 521 309,876	地域区分 夜間人口 昼間流入人口 昼間流出人口 昼間流出人口 昼間人口 後 数 1,243,872 179,537 180,279 -742 1,243,130 付出地域 581,320 92,655 91,448 1,207 582,527 最上地域 95,392 12,592 13,535 -943 94,449 置勝地域 246,677 29,712 30,663 -951 245,726 庄内地域 320,483 44,578 44,633 -55 320,428
(資料:平成 17 年国勢調査 従業地・通学	備考: 平成 12 年国勢調査資料による。ま
<u>地集計結果)</u>	た、地域の区分は、山形県の総合支庁の管内
	<u>別。</u>
本県の道路実延長は、16,409kmであり、うち、高速自動車国道は138km(構成比0.8%) 一般国道は1,126km(同6.9%)県道2,587km(同15.8%)市町村道12,558km(同76.5%)となっている(平成20年4月1日現在、県道路課調べ)道路網に関しては、福島県から県内陸部を南北に縦断し、(中略)そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4) 主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道112号の自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では(中略)補完している。 本県の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、(中略)遅れている。	県の道路実延長は、15,806kmであり、うち、 国道は1,132km(構成比7.2%)県道2,505km (同15.8%)市町村道12,169km(同77.0%) となっている(平成16年4月1日現在、県 交通基盤課調べ)。道路網に関しては、福島 県から内陸部を南北に縦断し、(中略)そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。 主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道回田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、(中略)遅れている。 このことから、(略)
	(資料: 平成7年、平成17年国勢調査結果 (人口は平成17年)) 表1-1 (上地域の分 夜間人口 12.3556 13.470 17.4327 19.25 12.14.739 19.05 19.

このうち、JR東日本は、(中略)宮城県 <u>美里町(小牛田)</u>から宮城県<u>大崎市鳴子温泉</u> を経由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を経由し大江町に至る左沢線、米 沢市から長井市、小国町を経由して新潟県村 上市坂町へ至る米坂線の7路線がある。この うち、(中略)となっている(図1-5)

港湾は、(中略)合計3つの港湾を抱える。 酒田港は最上川の河口部に位置する本港と、 海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて 造られた北港があり、特に北港には50,000 トン級の船舶が接岸可能(水深-13m)であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大700~1,000 トン級の船舶が接岸(水深-4.5m~-5m)できる。

空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、(中略)定期航空路によって結ばれている。

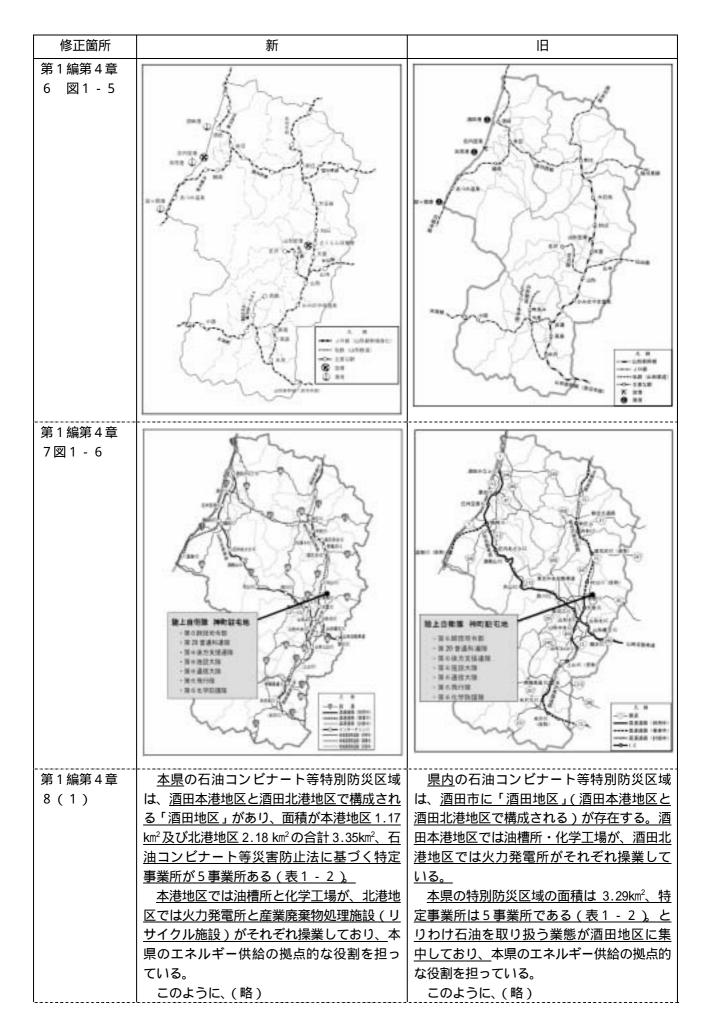
このことから、(略)

このうち、JR東日本は、(中略)宮城県 小牛田町から宮城県鳴子町を経由して新庄 市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を経 由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井 市、小国町を経由して新潟県<u>荒川町</u>へ至る米 坂線の7路線がある。このうち、(中略)と なっている(図1-5)

港湾は、(中略)合計3つの港湾を抱える。 酒田港は最上川の河口を利用すると同時に 海岸線を人工的に埋め立てて造られており、 50,000トン級の船舶が接岸可能(水深-13m) であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられ ている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用し た天然港であり、1,000トン級の船舶が接岸 (水深-4.5m~-5m)できる。

空港は、東根市に<u>第二種B空港として</u>山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、<u>札幌・</u>東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、<u>第三種空港として</u>庄内空港が酒田市に設置されており、(中略)定期航空路によって結ばれている。

このことから、(略)



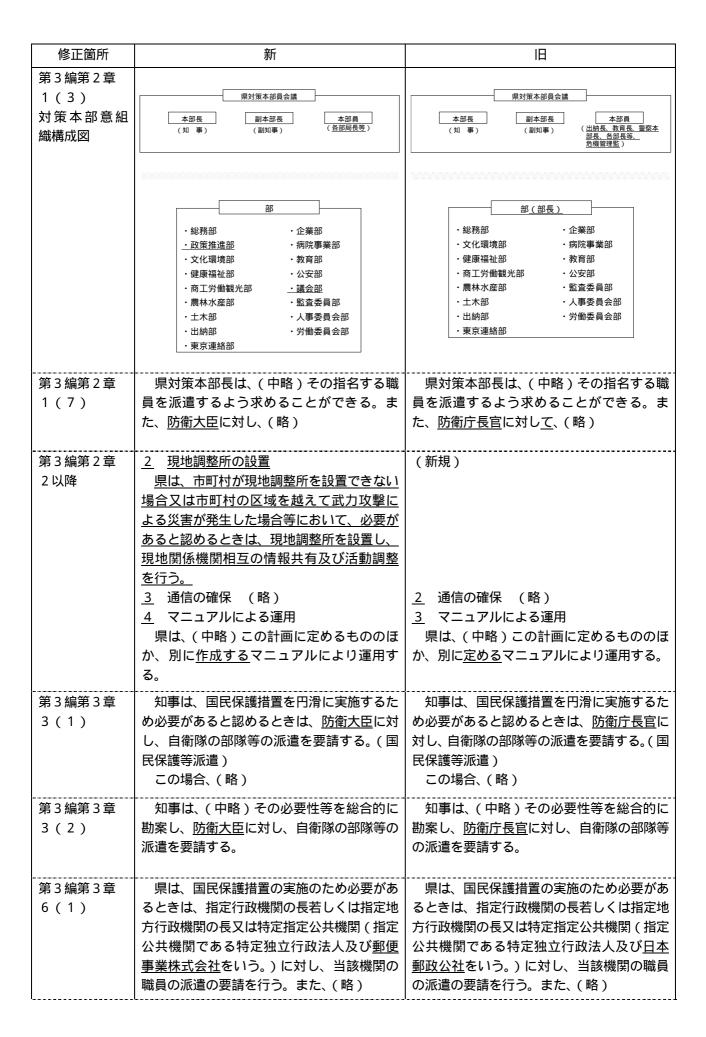
修正箇所		新		旧
第1編第4章 8(1) 表1-2 	等 <u>平成 20 年 1</u>	貯蔵・取扱・処理量 石油(千kl) 高圧ガス(十万 Nm³) 136.3 12.1 3.6 0.7 0.2 149.1 3.8 「油コンビナート等防災計画 月1日現在) 略)超えている。		貯蔵・取扱・処理量 特定事業所 (F k l) 特定事業所 (F k l) 147.2 (H p l) 77.2 3.8 3 2 1 70.0 2 1 1
8 (2)		ディング (でいる。 手においては、(略) 		においては、(略)
第2編第1章 第1 1 【県の各部局における平素の業務】	総務部 政策推進部 文化環境部 健康福祉部	(略) - 情報・連絡体制の整備 に関すること	総務部 文化環境部 健康福祉部	(略) (略) ・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・(略)
第2編第1章 第1 2(2)		刊の <u>実施</u> 聲等 <u>の事態に速やかに対応す</u> 弱 <u>体制を実施</u> する。	て、事態の推移に 要があるため、職	別の確立 撃等が発生した場合におい □応じて速やかに対応する必 戦員による当直体制を整備す □応可能な体制を確保する。

修正箇所		 新				旧	
第 2 編第 1 章	県は、武力攻撃等		する	県は、事態の状況に応じて適切な措置を講			
第1 2(3)	<u>ため、次のとおり</u>	<u>体制及び</u> 参集基準を定	Ξめ			制を整備するとともに、	
	る。			<u>の</u> 参集基	基準を定め	る。	
	【職員参集基準】	1					
	体制	参 集 基 準		体	制	参集基準	
	山形県 担当	危機管理室の担当職	員	担当	課体制	危機管理室の担当職員	が
	危機管 課体制	が参集	BB	1. 77	7 III 2 W	参集	1 2-7-2
	<u>理要綱</u> <u>関係</u> <u>(平成</u> 課長等	危機管理室職員及び	<u> 关 </u>		<u>多果危機</u>	原則として、県国民保証等本部体制に進じる	
	<u>(</u>	<u>係課職員が参集</u> 			<u>要綱(平</u> 7 年 4 月	対策本部体制に準じて 員の参集を行うが、具	
	<u>ハ </u>				/ 千 7 // /県制定)	的な参集基準は、個別	
	<u> </u>	原則として、県国民	保		きづく危	事態の状況に応じ、そ	
	定)に管理対		· ·		対策本部	都度判断	
	基づく 策会議	て職員の参集を行		体制	<u> </u>		_
	体制 危機	が、具体的な参集基	準	県国	国民保護	全ての県職員が本庁又	は
	対策本	は、個別の事態の状			(本部体	出先機関等に参集	
	<u>部</u>	に応じ、その都度判		制			
	県国民保護対		又				
	策本部体制	は出先機関等に参集					
	【車能の性泡に広】	じた初動体制の確立】		「車能の	の状況に応	じた初動体制の確立】	
	事態	アルス・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・		事態	7-1/(/)610-1/6	のた例到体制の理立	
		 制の判断基準	体	の状	t t	体制の判断基準	体
	況	P3 - P / 3 - 71 - 1	制	況			制
	事態 県の全部	司での対応は不要だ		事 態	県の全部	『局での対応は不要だ	
	認 定 が、情報収	集等の対応が必要な	_	認定		収集等の対応が必要な	
	前場合			前	場合		
		司での対応が必要な	_			『局での対応が必要な	_
	場合		_	市华	場合		
		県の全部局での対		事態認定	県 国 氏 保 護 対	県の全部局での対 応は不要だが、情報	
		応は不要だが、情報 収集等の対応が必	-	後		収集等の対応が必	
	設置の					要な場合	
		県の全部局での対				県の全部局での対	
		応が必要な場合			ない場		$ \overline{} $
	合				合		
	県国民保護	護対策本部設置の通	-			R護対策本部設置の通	$\ - \ $
	知を受けた				知を受け		
		は制の判断は、危機管理	盤	T (4)?		体制の判断は、危機管理	埋監
AA 0 1-4-4-	が行う。	« — — /п.++.1-, /. —	٠		すう。	- 1/2 7 ++++ 1 +++ 7 ++ 7 + 7 +	٠
第2編第1章		が国民保護担当職員は、 = L 電話・メール等に	-			び国民保護担当職員は、	
第1 2(5)	時携帝電話寺を携行る連絡手段を確保する	うし、電話・メール等に ra	-4			<u>手段として、</u> 携帯電話 ール等による連絡手段	
	○任心口+XC無区X	, o		保する。		こうけい のほぼけれ	・唯
 第2編第1章	県は、(3)か	 ·らの体制ごとに、参	象集			からの体制ごとに、	 参集
		<u>一</u> 所掌事務を定める。	-,-			き所掌事務を定める。	- 13

修正箇所	新	IΒ
第2編第1章	防衛省・自衛隊との連携	防衛庁・自衛隊との連携
第2 2(2)	県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑	県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑
	に実施できるよう、 <u>防衛省</u> ・自衛隊との連携	に実施できるよう、 <u>防衛庁</u> ・自衛隊との連携
	を図る。	を図る。
第2編第1章		
第3(2)		
	運	運
	・国民に情報を提供するに当たって	・国民に情報を提供するに当たって
	用 は、防災行政無線、広報車両等を活用	用 は、防災行政無線、広報車両等を活用
	するとともに、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外	するとともに、高齢者、 <u>障害者</u> 、外国
	面 国人その他の(略)	面 人その他の(略)
 第2編第1章	 県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人	 県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等
第4 2(3)	等に対し(略)	に対し(略)
37 2 (3)	4 CX O (MA)	ICATO (MI)
 第2編第1章	 市町村は、(中略)国際交流協会等との協	 市町村は、(中略)国際交流協会等との協
第4 3	カ体制を構築するなど、高齢者、 <u>障がい者</u> 、	力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外
	外国人等に対する伝達に配慮するものとす	国人等に対する伝達に配慮するものとする。
	ప .	また、(略)
	また、(略)	
第2編第1章	県は、(中略)あらかじめ把握する。	県は、(中略)あらかじめ把握する。
第4 4(2)	また、(中略)武力攻撃事態等における安	また、(中略)武力攻撃事態等における安
	否情報の <u>収集及び</u> 報告 <u>の</u> 方法並びに安否情	否情報の報告方法並びに安否情報の照会及
	報の照会及び回答の手続その他の必要な事	び回答の手続その他の必要な事項を定める
	項を定める省令(平成17年総務省令第44号。	省令(平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安
	以下「安否情報省令」という。) 第1条に規	否情報省令」という。)第1条に規定する安
	定する安否情報収集様式第1号、第2号及び	否情報報告書様式第 <u>1</u> 号の周知徹底を図る。
	<u>安否情報省令第2条に規定する</u> 安否情報報 告書様式第3号の周知徹底を図る。	
 第 2 編第 1 章	県が収集する安否情報は次のとおりであ	
	り、県が消防庁に安否情報を報告する様式	り、県が消防庁に安否情報を報告する様式
	は、安否情報省令第2条に規定する様式第3	は、安否情報省令第1条に規定する様式第1
	号の安否情報報告書である。	号の安否情報報告書である。
	【収集・報告すべき情報】	【収集・報告すべき情報】
	1 避難住民(負傷した住民も同様)	1 避難住民(負傷した住民も同様)
	氏名	氏名
	<u>_ フリガナ</u>	
	_ 出生の年月日	出生の年月日
	男女の別	男女の別
	<u></u> 住所 <u>(郵便番号を含む。)</u>	
	国籍	国籍 <u>(日本国籍を有しない者に限</u>
	かた のほか 個しを逆回する	<u>る。)</u> から のほか 個人を禁則する
	からのほか、個人を識別する ための情報((略))	からのほか、個人を識別する

修正箇所	新	IΒ
	負傷(疾病)の該当 負傷又は疾病の状況 現在の居所 連絡先その他必要情報 親族・同居者からの照会への回答の希望 知人からの照会への回答の希望 親族・同居者・知人以外の者から	上 居所 一 負傷又は疾病の状況 _ 及び のほか、連絡先その他安 否の確認に必要と認められる情報
	の照会への回答又は公表への同意 2 死亡した住民 (上記 から_に加えて) 死亡の日時、場所及び状況 遺体が安置されている場所 連絡先その他必要情報 親族・同居者・知人以外の者から の照会への回答の同意	2 死亡した住民 (上記 からに加えて) 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在
第2編第1章 第5 2(3)	住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、高齢者、 <u>障がい者</u> その他 (略)	住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、高齢者、 <u>障害者</u> その他(略)
第2編第2章 1 (5)	県は、医療関係団体等に対する救護班 <u>及び</u> <u>DMAT</u> の派遣要請など適切な医療の実施 を要請する方法について、(略)	県は、医療関係団体等に対する救護班 の派遣要請など適切な医療の実施を要請す る方法について、(略)
第2編第2章 5 (1)	市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密 な意見交換を行いつつ、高齢者、 <u>障がい者</u> 、 乳幼児等の避難方法等について配慮し、(略)	市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密 な意見交換を行いつつ、高齢者、 <u>障害者</u> 、乳 幼児等の避難方法等について配慮し、(略)
第2編第4章		1 基本的考え方 (1)防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。 (2)国との連携 県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

一備蓄・整備 (1)基本的考え方 (1)原は、住民の避難や避難住民等の救援の実 原は、住民の避難や避難住民等の救援の実 施に当たり必要な物資及び資材については、 施に当たり必要な物資及び資材については、 施に当からが変のための備蓄と相互に兼ねることを原 担とし、県地域防災計画で定められている備 相互に表	民保護措置に必要な物資及び資材の整備 防災のための備蓄との関係 、住民の避難や避難住民等の救援の実 たり必要な物資及び資材で、国民保護 ための備蓄と防災のための備蓄とを 兼ねることができるものについては、
本学学院 本学学院 本学学院 本学学院 本学学院 本学学院 本学学院 本学院 本学院院 本学院院院院院 本学院院院 本学院院 本	防災計画で定められている備蓄品目基準等を踏まえ、備蓄・整備する。 国民保護措置の実施のために特に必要及び資材 保護措置の実施のため特に必要とな防護服や放射線測定装置等の資機材では、国がその整備や整備の促進に努とされ、また、安定ヨウ素剤や天然チン等の特殊な薬品等のうち国において必ずるものについては、国において必じて備蓄・調達体制を整備することが合理的られるものについては、国と連携していることから、国と連携していることから、国と連携を関係との連携、市町村その他関係機関との連携、を開ていて、国、市町村その他関係機関との連携を開ていて、国、市町村その他関係機関において、国、市町村その他関係機関において、の地関係機関において、の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地関において、国、市町村の地域関において、国、は、は、国、は、国、は、国、は、国、は、国、は、国、国、国、国、国、国、
3 (3) した場合、その被害の軽減及び現地において の後に追加 措置に当たる要員の安全を確保するため、現)



修正箇所	新	IΒ
第3編第4章 第1 1(1)	知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力 攻撃が発生したと認められる地域」に該当す る市町村については、特に優先して通知する とともに受信確認を行う。	知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力 攻撃が発生したと認められる地域」に該当す る市町村については、特に優先して通知する とともに、その受信確認を行う。
第3編第4章 第1 1(2) 【警報通知・伝 達仕組み図】	(2) 県は、ホームページ (http: <u>//</u> www.pref.yamagata.jp/)に警報の 内容を掲載	(2) 県は、ホームページ (http:www.pref.yamagata.jp/)に警報の内 容を掲載
第3編第4章 第1 2(3)	市町村長は、(中略)体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。	市町村長は、(中略)体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、 <u>障</u> <u>害者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
第3編第4章 第1 3(3)	緊急通報の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。 緊急通報を発令した場合には、(略)	緊急通報の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認行う。 緊急通報を発令した場合には、(略)
第3編第4章 第1 3(4)	放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、 <u>その</u> 国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、(略) 大規模な着上陸侵攻や(中略)「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 国対策本部長は、指示に先だって、(略)	放送事業者である指定地方公共機関は、当 該緊急通報の通知を受けたときは、国民保護 業務計画で定めるところにより、緊急通報の 内容を速やかに放送することとされている。 なお、(略) 大規模な着上陸侵攻や(中略)「避難措置 の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 当該避難措置の指示に際して、国対策本部
第3編第4章 第2 2(1)	知事は、要避難地域を管轄する場合、当該 要避難地域を管轄する市町村長を経由して、 当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を 指示する。 要避難地域及び避難先地域は、(略)	長は、指示に先だって、(略) 知事は、 <u>避難措置の指示を受けたときに要</u> 避難地域を管轄する場合 <u>は</u> 、当該要避難地域 を管轄する市町村長を経由して、当該要避難 地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。 要避難地域及び避難先地域は、(略)
第3編第4章 第2 2(1) 2つ目の	• (略)	・ (略) ・ (略) ・ <u>防衛庁</u> への支援要請
第3編第4章 第2 2(1) 4つ目の		・ (略) ・ 国対策本部長による <u>利用指針</u> を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた 避難指示の内容の変更等を調整)

修正箇所	新	IΒ
第3編第4章 第2 2(3)	知事は、(中略)迅速に個別に受入地域を 決定し、協議元の都道府県知事、受入地域を 管轄する市町村長 <u>及び</u> 避難施設の管理者に その旨を通知する。	知事は、(中略)迅速に個別に受入地域を 決定し、協議元の都道府県知事 <u>及び</u> 受入地域 を管轄する市町村長 <u></u> 避難施設の管理者にそ の旨を通知する。
第3編第4章 第2 2(3)	知事は、(中略)適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、 <u>避難住民の受入れに関する勧告がなされた場合</u> 、知事は、その内容に照らして、所要の措置を講ずる。	知事は、(中略)適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、 <u>広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は</u> 、知事は、その <u>勧告の</u> 内容に照らして、所要の措置を講ずる。
第3編第4章 第2 2(6)	避難の指示の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。	避難の指示の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し受信確認を行う。
第3編第4章 第2 2(9) 【避難の指示 の内容(一例)】 3つ目の	B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。
第3編第4章 第2 2(9)	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、(中略)国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。 このため、平素から、(略)	ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる 反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態 に伴う避難は、(中略)国の総合的な方針と しての具体的な避難措置の指示を待って行 うこととすることが適当である。 このため、この場合には、総合的な方針に 基づく避難措置の指示を踏まえて、対応する ことを基本とする。
第3編第4章 第2 4(2)	避難実施要領 <u>策定</u> の際の主な留意事項	避難実施要領 <u>作成</u> の際の主な留意事項
第3編第4章 第2 4(2)	避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名及び集合場所への交通手段を可能な限り具体的に記載する。	避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所 <u>及び</u> 場所名 <u>を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を</u> 記載する。
第3編第4章 第2 4(2)	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行 えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消 防団員の配置並びに担当業務、連絡先等を記 載する。	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務 <u>を明示するとともに、その</u> 連絡先等を記載する。

修正箇所	新	IΒ
第3編第4章 第2 4(2)	高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
第3編第4章第2 4 【避難実施要領のイメージ(一例)】2(3)	高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者 に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、 <u>障がい者</u> 、高 齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、 (略)	高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、 <u>障害者</u> 、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、 (略)
第 3 編第 5 章	(1)救援の実施 知事は、(中略)当該指示を待たずに救援を行う。	(1)教援の実施

修正箇所	新	IΒ
第3編第5章 2(3)	知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。 この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。	市町村は、1(2)において調整した役割 分担に沿って救援の実施に関する事務を行 うほか、知事の行う救援を補助するものとさ れていることから、県は、市町村と密接に連 携する。
第3編第5章 3 (1)	知事は、(中略)に基づき救援を行う。 知事は、「救援の程度及び基準」によって は救援の実施が困難であると判断する場合 には、(略)	知事は、(中略)に基づき救援を行う。 知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 (略)
第3編第5章 3(3) 5つ目の・	高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者 に対する福祉避難所の供与	高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者に 対する福祉避難所の供与
第3編第5章 3(3) 6つ目の・	老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造 及び設備を有し、高齢者、 <u>障がい者</u> その他特 に配慮を要する者を収容する長期避難住宅 等の供与	老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造 及び設備を有し、高齢者、 <u>障害者</u> その他特に 配慮を要する者を収容する長期避難住宅等 の供与
第3編第5章 3(3) 3つ目の・	救護班 <u>及びDMAT</u> の編成、派遣及び活動に 関する情報の収集	救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の 収集
第3編第5章 3(3) 4つ目の・	<u>障がい者</u> 等への対応	<u>障害者</u> 等への対応
第3編第6章 安 否情報収集・整理・提供の流れの図 【収集項目】	1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名	1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 _ 出生の年月日 _ 男女の別 _ 住所 _ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) _ ~のほか、個人を識別するための情報((略)) _ 居所 _ 負傷又は疾病の状況 _ <u>及びのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u>

修正箇所	新	IΒ
	2 死亡した住民 (上記 ~ _ に加えて)	2 死亡した住民 (上記 ~_に加えて) _ 死亡の日時、場所及び状況 _ 死体の所在
第3編第6章	大の回答の同意	則として、安否情報省令第 <u>1</u> 条に規定する様式第 <u>1</u> 号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、(中略)報告を行う。 <u>3</u> 安否情報の照会に対する回答 (1)安否情報の照会の受付 (略)

修正箇所	新	IB
	 <u>6</u> マニュアルによる運用	 5 マニュアルによる運用
	<u>0</u>	
	は、この計画に定めるもののほか、別に作成	の計画に定める以外の事項については、別に
	するマニュアルにより <u>運用する</u> 。	作成するマニュアルにより行う。
	<u>フ</u> 市町村による安否情報の収集及び提供	6 市町村による安否情報の収集及び提供
	(略)	(略)
第3編第7章		
第1 4	措置	措置
【別表】	物質の種類 区 分 1 2 3	物質の種類 区 分 1 2 3
	薬事法第 44 厚生労働大	薬事法第 44 厚生労働大
	条第1項の 臣(薬事法施	条第1項の 臣(薬事法施
	毒薬及び同 行令(昭和36	毒薬及び同 行令(昭和36
	条第2項の 年政令第 11	条第2項の 年政令第11
	第46 条第 1 の規定によ	第46条第1 <u>の4</u> の規定
	項の薬局開 る都道府県	項の薬局開 による都道
	現の架向所 る部 垣 形 宗	現の架局開 による都造
	改有等が取りが多りにカー	以首等が取「別集加事の
		に限る。) ている者が
	するもの)	所持するも
	備考 (略)	(##. +z
		備考 (略)
第3編第7章	1 応急措置の実施 (略)	<u>(1)</u> 応急措置の実施 (略)
第2	2 国の方針に基づく措置の実施 (略)	<u>(2)</u> 国の方針に基づく措置の実施 (略)
	3 関係機関との連携 (略)	<u>(3)</u> 関係機関との連携 (略)
	<u>4</u> 汚染原因に応じた対応 (略)	(4)汚染原因に応じた対応 (略)
	<u>(1)</u> 核攻撃等の場合 (略)	核攻撃等の場合 (略)
	<u>(2)</u> 生物剤による攻撃の場合 (略)	生物剤による攻撃の場合 (略)
	<u>(3)</u> 化学剤による攻撃の場合 (略)	化学剤による攻撃の場合 (略)
	5 知事及び県警察本部長の権限	(5) 知事及び県警察本部長の権限
	内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同	内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同
	知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の	知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の
	拡大を防止するため、国の機関等と調整しつ	拡大を防止するため、措置の実施に当たり、
	つ、次の表に掲げる <u>措置</u> を <u>講ずる</u> 。	国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる権
		<u>限</u> を <u>行使する</u> 。
	(表略)	(表略)
	知事又は県警察本部長は、上記表中の第1	知事又は県警察本部長は、上記表中の第1
	号から第4号までに掲げる <u>措置</u> を <u>講ずる</u> と	号から第4号までに掲げる権限を行使する
	きは、当該措置の名あて人(上記表中の占有	ときは、当該措置の名あて人に対し、次の表
	者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項	に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫っ
	を通知する。ただし、差し迫った必要がある	た必要があるときは、当該措置を講じた後、
	ときは、当該措置を講じた後、相当の期間内	相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて
	に通知する。	人(上記表中の占有者、管理者等)に通知す
	1-2/11 / 50	

る。

修正箇所	新	IΒ
	上記表中第5号及び第6号に掲げる <u>措置</u> を <u>講ずる</u> ときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。	上記表中第5号及び第6号に掲げる <u>権限</u> を <u>行使する</u> ときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。
	当該措置を講ずる旨 当該措置を講ずる理由 当該措置の対象となる物件、生活の 用に供する水又は死体(上記表中第 5号及び第6号に掲げる <u>措置</u> を <u>講ず</u> る場合にあっては、当該措置の対象 となる建物又は場所) 当該措置を講ずる時期 当該措置の内容	当該措置を講ずる旨 当該措置を講ずる理由 当該措置の対象となる物件、生活の 用に供する水又は死体(上記表中第 5号及び第6号に掲げる <u>権限を行使</u> する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所) 当該措置を講ずる時期 当該措置の内容
第3編第7章 第3 2(3)	県は、(中略)退去を命ずる。当該措置を 講じたときは、直ちに <u>県警察及び</u> 市町村長に 通知する。	県は、(中略)退去を命ずる。当該措置を 講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
第3編第8章	1 被災情報の収集及び報告 (1) 県は、(中略)被災情報について収集する。 特に、(中略)情報の収集を行う。 (2) 県は、(中略)報告を求める。 (3) 県は、(中略)直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。 (4) 県は、(中略)消防庁が指定する時間に報告する。 なお、(中略)消防庁に報告する。 (5) 県警察は、(中略)速やかに連絡する。 2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 (1)市町村は、(中略)被災情報を報告するものとする。 (2)指定地方公共機関は、(中略)速やかに報告するものとする。 (2)指定地方公共機関は、(中略)速やかに報告するものとする。 (2) に報告するものとする。	(1)被災情報の収集及び報告
第3編第9章 1 (1)	県は、(中略)健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、 <u>障がい者</u> その 他特に配慮を要する者の心身双方の健康状 態には特段の配慮を行う。	県は、(中略)健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、 <u>障害者</u> その他 特に配慮を要する者の心身双方の健康状態 には特段の配慮を行う。
第3編第9章 1(2)	県は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による <u>避難住民等への</u> 感染症等の発生を防ぐため、(略)	県は、 <u>避難住民等が</u> 生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、(略)

修正箇所	新	IΒ
第3編第9章 2(2)	県は、 により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分 <u>を行った</u> ことが判明したときは、(略)	県は、 により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者 <u>により</u> 特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分 <u>が行われた</u> ことが判明したときは、(略)
第3編第9章 2(2)	(削除)	平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。
第3編 第10章 1(2) エ	売渡しの命令 <u>の実施に関する</u> 事業者同士 の協議が実施できない場合の裁定及びその 結果通知((略))	売渡しの命令 <u>を実施したことによる</u> 事業 者同士の協議が実施できない場合の裁定及 びその結果通知((略))
第3編 第10章 1(2)	県は、(中略)指定した場合は、県の区域 内のみに事業場を有し指定物資を販売する 事業者(小売業者を除く)及び県の区域内に (中略)次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、(中略)小売業者の 公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2 項及び第3項) イ~ウ (略)	県は、(中略)指定した場合は、 <u>当該都道</u> 府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び当該都道府県の区域内に(中略)次の措置を講ずる。ア 指定物資について、(中略)小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第 <u>第</u> 6条第2項及び第3項)

修正箇所	新	旧
第3編	1 国民保護法で規定される赤十字標章等	<u>(1)</u> 国民保護法で規定される赤十字標章等
第12章	及び特殊標章等	及び特殊標章等
	<u>(1)</u> 赤十字標章等(国民保護法第 157 条)	赤十字標章等(国民保護法第 157 条)
	標章 (略)	<u>ア</u> 標章 (略)
	信号 (略)	<u>イ</u> 信号 (略)
	身分証明書 (略)	<u>ウ</u> 身分証明書 (略)
	識別対象 (略)	<u>工</u> 識別対象 (略)
	<u>(2)</u> 特殊標章等(国民保護法第 158 条)	特殊標章等(国民保護法第 158 条)
	特殊標章 (略)	<u>ア</u> 特殊標章 (略)
	身分証明書 (略)	<u>イ</u> 身分証明書 (略)
	識別対象 (略)	<u>ウ</u> 識別対象 (略)
	2_赤十字標章等の交付及び管理	(2) 赤十字標章等の交付及び管理
	(1) 知事は、(中略)赤十字標章等を交付	知事は、(中略)赤十字標章等を交付及
	及び使用させる。	び使用させる。
	避難住民等の救援を行う医療機関また	<u>ア</u> 避難住民等の救援を行う医療機関ま
	は医療関係者	たは医療関係者
	避難住民等の救援に必要な援助につい	<u>イ</u> 避難住民等の救援に必要な援助につ
	て協力をする医療機関または医療関係者	いて協力をする医療機関または医療関係者
	(及びに掲げる者の委託により医療	(<u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げる者の委託により医
	に係る業務を行うものを含む)	療に係る業務を行うものを含む)
	(2)知事は、(中略)赤十字標章等の使用	知事は、(中略)赤十字標章等の使用を
	を許可する。	許可する。
	医療機関である指定地方公共機関	<u>ア</u> 医療機関である指定地方公共機関
	区域内で医療を行うその他の医療機関	<u>イ</u> 区域内で医療を行うその他の医療機
	又は医療関係者	関又は医療関係者
	3 特殊標章等の交付及び管理	(3)特殊標章等の交付及び管理
		知事又は県警察本部長は、(中略)特殊
	殊標章等を交付及び使用させる。	標章等を交付及び使用させる。
	知事 (略) 	フ 知事 (略) イ 関数窓本部長 (略)
	県警察本部長 (略) (2)知事は、(中略)特殊標章等の使用を	<u>イ</u> 県警察本部長 (略) 知事は、(中略)特殊標章等の使用を許
	<u>(2)</u> 州争は、(中略)行外標単等の使用を 許可する。	
	計りする。 4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普	^{円 9 る。} <u>(4)</u> 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普
	及啓発 (略)	(4) 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大